

公益財団法人 沖縄県スポーツ協会役職員旅費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第45条の規定に基づき、公務のため旅行する公益財団法人沖縄県スポーツ協会の職員及び役員並びに職員以外の者の旅費に関し必要な事項を定める。

(旅費の支給)

第2条 職員及び役員並びに職員以外の者が出張した場合には、旅費を支給する。

2 旅費の支給については、沖縄県職員の旅費に関する条例及び旅費支給規則に準じて旅費を支給する。

(適用除外の旅費)

第3条 この規程は、国民体育大会・九州ブロック大会への役員・選手等の派遣旅費及び県民体育大会の役員等の旅費には適用しない。

第4条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、昭和59年 5月22日から施行する。
- 2 この規程は、昭和61年12月 2日から施行する。
- 3 この規程は、昭和63年 4月 1日から施行する。
- 4 この規程は、平成 元年 6月 1日から施行する。
- 5 この規程は、平成 2年 7月16日から施行する。
- 6 この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。
- 7 この規程は、平成20年 3月21日から施行する。
- 8 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 9 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 10 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。